

かけはし

JITCO JOURNAL

4

2020.April
Vol.141

当機構の法人名称が
国際人材協力機構に
変わりました
(2020年4月1日より)

●トピックス

在留資格「特定技能」受入れ分野別の現況

インドの最新送出し事情 ～インド視察プログラム 先遣隊レポート～

JITCO開催の2020年度(上半期)養成講習について

|| 監理団体による
|| 実習実施者に対する監査のポイント



かいはし

JITCO JOURNAL



2020.4 Vol.141

表紙の写真：コモド国立公園（インドネシア）
コモド国立公園は、小スンダ列島に位置し主要な3島のコモド島、リンカ島、ブラウ・パダル島を含む、173.5km²の面積を有する公園です。世界最大のトカゲであるコモドオオトカゲが棲息しており、1991年に世界遺産に登録されました。周囲の海にはサンゴ礁が広がり、シュノーケリングツアーで人気を博しています。写真は空からのぞむブラウ・パダル島です。

CONTENTS

√ p.1 当機構の法人名称が**国際人材協力機構**に変わりました

トピックス

√ p.2 在留資格「特定技能」受入れ分野別の現況

√ p.6 特定技能による受入れのQ&A

√ p.7 海外情報

√ p.8 インドの最新送出し事情 ～インド視察プログラム 先遣隊レポート～

√ p.11 監理団体による実習実施者に対する監査のポイント

√ p.14 JITCO開催の2020年度(上半期)養成講習について

√ p.16 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり

√ p.20 JITCO教材のご案内

√ p.22 JITCOインフォメーション

√ p.24 JITCOカレンダー

技能実習days

● 瀬戸内食品加工協同組合 ● さくらジャパン協同組合 ● エーネット協同組合/トップソーイング株式会社

当機構の法人名称が 国際人材協力機構に変わりました

(2020年4月1日より)

当機構は、2020年4月1日付で法人名称を以下のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

この度の法人名称変更を機に、役職員一同、外国人材の受入れに係る制度の総合支援機関として、従前にも増して制度関係者への各種支援サービスの拡充に努め、日本と送出し国双方の経済・社会の発展に貢献してまいります。

新名称(旧名称)

日本語名	公益財団法人 <u>国際人材協力機構</u> (公益財団法人 国際研修協力機構)
英語名	<u>Japan International Trainee & Skilled Worker</u> Cooperation Organization (Japan International Training Cooperation Organization)

※ 下線部分は変更箇所です。

※ 略称の JITCO(ジッコ)については変更ありません。



Q なぜ、今、法人名称の変更を行ったのですか？

A 我が国の外国人材受入れの制度環境は、当機構設立当時(1991年)の「研修制度」から1993年の「技能実習制度の創設」、2010年の「入管法改正(在留資格「技能実習」の新設)」、2017年の「技能実習法の施行(新たな技能実習制度への移行)」、2019年の「特定技能制度の創設」など変遷を遂げ、それに伴い当機構の事業活動も技能実習・特定技能等の外国人材の受入れに係る制度の総合的な支援・助言へと拡大してまいりました。

一方で、当機構では1991年の設立以来、「国際研修協力機構」の名称を使用してきましたが、名称の中の「研修」の文言が現在の事業活動に対応したものになっていないのではないかとの声もありました。そうしたことから、今般、事業内容に即した日本語名称、英語名称に変更いたしました。

Q なぜ、この新名称になったのでしょうか？

A 日本語名称の中の「人材」及び英語名称の中の「Trainee & Skilled Worker」には、いずれも外国人技能実習生や特定技能外国人等の人材の意味が込められています。



公益財団法人 国際人材協力機構

JITCO

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

在留資格「特定技能」受入れ分野別の現況

在留資格「特定技能」が新設されて1年が経過しました。在留資格「特定技能」は、労働力不足にある特定産業分野において、一定の知識または経験を必要とする技能を有する外国人材を受け入れるために導入されたものです。制度導入後の5年間で、特定技能による外国人材の最大受入れ見込み数は約35万人と設定されています。

法務省出入国在留管理庁の公表資料では、2019年12月末時点における在留資格「特定技能」をもって我が国に在留する外国人は1,621人となっておりますが、各分野における技能評価・日本語評価試験や送出国の送出し手続き等が徐々に整備されつつありますので、今後人手不足に悩む企業等で本制度を活用した外国人材の導入が進むものと思われます。そこで、制度発足1年を迎えた特定技能制度について、分野別の受入れに係る現況を、法務省出入国在留管理庁のホームページ等（2020年3月9日現在）をもとにまとめました。

介護（所管：厚生労働省）

(1) 1号特定技能外国人が従事できる業務

身体介護業務 ※訪問系サービスを除く

(2) 受入れ方式

① 試験ルート

海外で実施される介護技能評価試験ならびに日本語試験（国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験N4以上 ※14分野共通）および介護日本語評価試験に合格すること

【技能評価試験の実施状況】

■ 実施主体 試験作成は厚生労働省。実施・運営等は同省が補助する2020年度介護技能評価試験等実施事業者

■ サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

■ 国外試験…2019年度までフィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマーで複数回実施実績あり。2020年度はフィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマーで実施予定。

■ 国内試験…2019年度まで東京・大阪で複数回実施実績あり。2020年度は各地で複数回実施予定。

② 技能実習2号修了者等ルート

- ・介護職種第2号技能実習修了者は技能評価試験等免除
- ・介護福祉士養成施設修了者、EPA介護福祉士候補者（4年間修了者）も技能評価試験等免除

(3) 雇用条件 直接雇用

(4) その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・事業所単位での受入れ人数枠

(5) 受入れ状況

最大受入れ見込み（5年間）…60,000人

2019年12月末時点…19人（試験ルート0人/技能実習ルート0人/EPAルート19人）

ビルクリーニング（所管：厚生労働省）

(1) 1号特定技能外国人が従事できる業務

建築物内部の清掃

(2) 受入れ方式

① 試験ルート

ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験および日本語試験に合格すること

【技能評価試験の実施状況】

■ 実施主体 （公社）全国ビルメンテナンス協会

■ サイト <https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

■ 国外試験…2019年度までミャンマー、フィリピンで各1回実施。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度まで1回実施。2020年度（4～5月）は全国9会場で実施予定。

② 技能実習2号修了者等ルート

- ・ビルクリーニング職種第2号技能実習修了者は技能評価試験等免除

(3) 雇用条件 直接雇用

(4) その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・「建物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」の登録

(5) 受入れ状況

最大受入れ見込み（5年間）…37,000人

2019年12月末時点…13人（試験ルート0人/技能実習ルート13人）

素形材産業（所管：経済産業省）

(1) 1号特定技能外国人が従事できる業務

casting, 工場板金、機械検査、鍛造、めっき、機械保全、ダイカスト、アルミニウム陽極酸化処理、塗装、溶接、金属プレス加工、仕上げ

(2) 受入れ方式

① 試験ルート

製造分野特定技能1号評価試験および日本語試験に合格すること

【技能評価試験の実施状況】

- 実施主体 経済産業省が選定する機関
 - サイト <https://sswm-exam.go.jp/>
 - 国外試験…2019年度までインドネシアで1回(溶接)、フィリピンで1回(溶接以外)実施。2020年度は未定。
 - 国内試験…2019年度まで実施実績なし。2020年度は未定
- ②技能実習2号修了者等ルート
- ・素形材分野の第2号技能実習修了者は技能評価試験等免除
- (3)雇用条件 直接雇用
- (4)その他の条件
- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
 - ・事業所において直近1年間に「製造品出荷額等」が発生
- (5)受入れ状況
- 最大受入れ見込み(5年間)…21,500人
2019年12月末時点…193人(試験ルート0人/技能実習ルート193人)

産業機械製造業(所管:経済産業省)

- (1)1号特定技能外国人が従事できる業務
- 鋳造、工場板金、電子機器組立て、鍛造、めっき、電気機器組立て、ダイカスト、仕上げ、プリント配線板製造、機械加工、機械検査、プラスチック成形、塗装、機械保全、金属プレス加工、鉄工、工業包装、溶接
- (2)受入れ方式
- ①試験ルート 素形材産業に同じ
- ②技能実習2号修了者等ルート
- ・産業機械製造業分野の第2号技能実習修了者は技能評価試験等免除
- (3)雇用条件 直接雇用
- (4)その他の条件
- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
 - ・事業所において直近1年間に「製造品出荷額等」が発生
- (5)受入れ状況
- 最大受入れ見込み(5年間)…5,250人
2019年12月末時点…198人(試験ルート0人/技能実習ルート198人)

電気・電子情報関連産業(所管:経済産業省)

- (1)1号特定技能外国人が従事できる業務
- 機械加工、機械保全、塗装、金属プレス加工、電子機器組立て、溶接、工場板金、電気機器組立て、工業包装、めっき、プリント配線板製造、仕上げ、プラスチック成形
- (2)受入れ方式
- ①試験ルート 素形材産業に同じ
- ②技能実習2号修了者等ルート
- ・電気・電子情報関連産業分野の第2号技能実習修了者は技能評価試験等免除
- (3)雇用条件 直接雇用
- (4)その他の条件
- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
 - ・事業所において直近1年間に「製造品出荷額等」が発生
- (5)受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…4,700人
2019年12月末時点 38人(試験ルート0人/技能実習ルート38人)

建設(所管:国土交通省)

- (1)1号特定技能外国人が従事できる業務
- 枠型施工、土工、内装仕上げ/表装、左官、屋根ふき、コンクリート圧送、電気通信、トンネル推進工、鉄筋施工、建設機械施工、鉄筋継手、建築大工、とび、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工
- (2)受入れ方式
- ①試験ルート
- 建設分野特定技能1号評価試験および日本語試験に合格すること。
- 【技能評価試験の実施状況】
- 実施主体 (一社)建設技能人材機構(JAC)
 - サイト <https://jac-skill.or.jp/kokkousyou.html>
 - 国外試験…2019年度までフィリピンで1回実施実績あり。2020年度の実施予定なし。
 - 国内試験…2019年度まで実施実績なし。2020年度の実施予定なし。
- ②技能実習2号修了者等ルート
- ・建設分野に関する第2号技能実習修了者は特定技能1号技能評価試験等免除
 - ・技能検定3級合格者は特定技能1号技能評価試験免除【枠型施工、左官、かわらぶき、鉄筋施工、内装仕上げ施工、建築大工、とび、配管、建築板金(内外装板金作業)】
- (3)雇用条件 直接雇用
- (4)その他の条件
- ・「建設特定技能受入計画」の認定および適正履行確認
 - ・建築業法許可
 - ・キャリアアップシステム登録
 - ・建設業者団体に所属・行動規範を遵守
 - ・5年以内に監督処分なし
 - ・日本人と同等以上報酬、技能習熟に応じた昇級、報酬の安定支払い
 - ・企業単位の受入れ人数枠(1号)
- (5)受入れ状況
- 最大受入れ見込み(5年間)…40,000人
2019年12月末時点…107人(試験ルート0人/技能実習ルート107人/検定ルート0人)

造船・船用工業(所管:国土交通省)

- (1)1号特定技能外国人が従事できる業務
- 溶接、仕上げ、塗装(金属・噴霧)、機械加工、鉄工、電気機器組立て
- (2)受入れ方式
- ①試験ルート
- 造船・船用工業分野特定技能1号試験および日本語試験に合格すること。
- 【技能試験の実施状況】
- 実施主体 (一財)日本海事協会
 - サイト <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>

■ 国外試験…2019年度はフィリピンで複数回実施実績あり(溶接)。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度は実施実績なし。2020年度は未定。

②技能実習2号修了者等ルート

- ・造船・船用工業分野に関する第2号技能実習修了者は特定技能1号試験等免除
- ・技能検定3級合格者は特定技能1号試験免除(塗装・鉄工・仕上げ・機械加工・電気機器組立て)

(3)雇用条件 直接雇用

(4)その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・登録支援機関が協議会に参加・協力
- ・造船・船用工業分野の事業者確認

(5)受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…13,000人

2019年12月末時点…58人(試験ルート0人/技能実習ルート58人/検定ルート0人)

自動車整備(所管:国土交通省)

(1)1号特定技能外国人が従事できる業務

自動車日常点検整備、定期点検整備、分解整備

(2)受入れ方式

①試験ルート

自動車整備分野特定技能評価試験および日本語試験に合格すること

【技能評価試験の実施状況】

■ 実施主体 (一財)日本自動車整備振興会連合会

■ サイト <https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>

■ 国外試験…2019年度までフィリピンの4会場で実施実績あり。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度まで実施実績なし。2020年度は未定。

②技能実習2号修了者等ルート

- ・自動車整備分野の第2号技能実習修了者は技能評価試験等免除
- ・自動車整備士技能検定試験3級合格者は評価試験免除

(3)雇用条件 直接雇用

(4)その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・登録支援機関が協議会に参加・協力
- ・道路運送車両法認証事業場

(5)受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…7,000人

2019年12月末時点…10人(試験ルート0人/技能実習ルート9人/検定ルート1人)

航空(所管:国土交通省)

(1)1号特定技能外国人が従事できる業務

空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)、航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)

(2)受入れ方式

①試験ルート

特定技能評価試験(航空機整備・グランドハンドリング)および日本語試験に合格すること

【技能評価試験の実施状況】

■ 実施主体 (公社)日本航空技術協会

■ サイト <https://www.jaea.or.jp/>

■ 国外試験…2019年度までモンゴルで実施実績あり(航空機整備)。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度まで実施実績あり(グランドハンドリング)。2020年度は未定。

②技能実習2号修了者等ルート

・航空分野の第2号技能実習修了者は技能評価試験等免除

(3)雇用条件 直接雇用

(4)その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・登録支援機関が協議会に参加・協力
- ・空港管理規則構内営業承認または航空法航空機整備等認定事業場

(5)受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…2,200人

2019年12月末時点…0人

宿泊(所管:国土交通省)

(1)1号特定技能外国人が従事できる業務

フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供

(2)受入れ方式

①試験ルート

宿泊業技能測定試験および日本語試験に合格すること。

【技能試験の実施状況】

■ 実施主体 (一社)宿泊業技能試験センター

■ サイト <https://caipt.or.jp/>

■ 国外試験…2019年度までミャンマーで1回実施実績あり。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度まで3回実施実績あり。2020年度は未定。

②技能実習2号移行職種追加(2020年2月25日)

(3)雇用条件 直接雇用

(4)その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・登録支援機関が協議会に参加・協力
- ・旅館・ホテル営業許可
- ・風俗営業(風営法第2条第6項第4号)施設・接待(風営法第2条第3項)は非該当

(5)受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…22,000人

2019年12月末時点…15人(試験ルート15人)

農業(所管:農林水産省)

(1)1号特定技能外国人が従事できる業務

・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)

・畜産農業全般(飼育管理、畜産物の集出荷・選別等)

(2) 受入れ方式

① 試験ルート

農業技能測定試験および日本語試験に合格すること

【技能測定試験の実施状況】

■ 実施主体 (一社) 全国農業会議所

■ サイト <http://asat-nca.jp/>

■ 国外試験…2019年度までフィリピン、カンボジア、インドネシア、ミャンマーで複数回実施実績あり。2020年度は中国、ベトナム、インドネシア、カンボジア、タイ、ミャンマーで実施予定。

■ 国内試験…2019年度まで実施実績なし。2020年度は未定。

② 技能実習2号修了者等ルート

・農業分野の第2号技能実習修了者は技能測定試験等免除

(3) 雇用条件 直接または派遣

(4) その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・登録支援機関が協議会に協力
- ・労働者雇用経験を有す農業経営体(5年以内に6ヶ月以上)

(5) 受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…36,500人

2019年12月末時点…292人(職種別:耕種226人/畜産66人)

受入れ方式別:試験ルート0人/技能実習ルート292人)

漁業(所管:農林水産省)

(1) 1号特定技能外国人が従事できる業務

- ・漁業【漁具の製作、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等】
- ・養殖業【養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等】

(2) 受入れ方式

① 試験ルート

漁業技能測定試験(漁業、養殖業)および日本語試験に合格すること

【技能測定試験の実施状況】

■ 実施主体 (一社) 大日本水産会

■ サイト <https://suisankai.or.jp/>

■ 国外試験…2019年度までインドネシアで実施実績あり。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度まで実施実績なし。2020年度は未定。

② 技能実習2号修了者等ルート

・漁業分野の第2号技能実習修了者は技能測定試験等免除

(3) 雇用条件 直接または派遣

(4) その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・登録支援機関が協議会に協力
- ・派遣業者は地方公共団体または漁協等漁業関連業務を行っている業者

(5) 受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…9,000人

2019年12月末時点…21人(職種別:漁業6人/養殖15人)

受入れ方式別:試験ルート0人/技能実習ルート21人)

飲食料品製造業(所管:農林水産省)

(1) 1号特定技能外国人が従事できる業務

飲食料品製造業全般【飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生】、食料品製造、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、製氷業、菓子小売業(製造小売)、パン小売業(製造小売)、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

(2) 受入れ方式

① 試験ルート

飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験および日本語試験に合格すること。

【技能測定試験の実施状況】

■ 実施主体 (一社) 外国人食品産業技能評価機構

■ サイト <https://otaff.or.jp/>

■ 国外試験…2019年度までフィリピン、インドネシアで実施実績あり。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度まで複数回実施実績あり。2020年度は未定。

② 技能実習2号修了者等ルート

・飲食料品製造分野の第2号技能実習修了者は技能測定試験等免除

(3) 雇用条件 直接雇用

(4) その他の条件 特定技能所属機関が協議会に参加・協力

(5) 受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…34,000人

2019年12月末時点…557人(試験ルート0人/技能実習ルート557人)

外食業(所管:農林水産省)

(1) 1号特定技能外国人が従事できる業務

外食産業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)

(2) 受入れ方式

① 試験ルート

外食業特定技能1号技能測定試験および日本語試験に合格すること。

【技能測定試験の実施状況】

■ 実施主体 (一社) 外国人食品産業技能評価試験

■ サイト <https://otaff.or.jp/>

■ 国外試験…2019年度までフィリピン、カンボジア、ミャンマーで複数回実施実績あり。2020年度は未定。

■ 国内試験…2019年度まで複数回実施実績あり。2020年度は未定。

② 技能実習2号修了者等ルート

・外食業分野の第2号技能実習修了者は技能測定試験等免除

(3) 雇用条件 直接雇用

(4) その他の条件

- ・特定技能所属機関が協議会に参加・協力
- ・風俗営業所(風営法第2条第1項及び第5項)・接待(風営法第2条第3項)は非該当

(5) 受入れ状況

最大受入れ見込み(5年間)…53,000人

2019年12月末時点…100人(試験ルート100人/技能実習ルート0人)

特定技能による受入れの Q&A

新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが始まって1年が経過し、特定技能1号在留外国人数はすでに1,000人を超えました（出入国在留管理庁統計）。JITCOにも、「特定技能」に関する実務的なご質問が数多く寄せられております。前号に引き続き具体的な相談事例を3つご紹介いたします。

Q1 技能実習2号を修了した元技能実習生から、「技能実習の職種・作業とは異なる分野で特定技能外国人として就労したい」という相談がありました。希望する分野の技能試験の受験が必要であることは説明したのですが、同様に日本語能力水準の試験も受験する必要はあるのでしょうか。

A1 昨年11月に特定技能に関する運用要領が一部改正され、技能実習2号を良好に修了した技能実習生は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととなりました。

なお、介護以外の職種・作業で技能実習2号を良好に修了した者が、特定技能介護分野で就労を希望する場合、国際交流基金日本語基礎テストおよび日本語能力試験はいずれも免除されますが、介護分野固有の試験である介護日本語評価試験は受験・合格する必要があることに注意してください。

Q2 当社では現在、技能実習生を受け入れています。並行して特定技能外国人の受入れも始めることになりました。支援計画も自社で実施する予定ですが、すでに技能実習責任者である社員が特定技能の支援責任者も務める際に注意することはありますか。

A2 特定技能の支援責任者は、支援業務の統括管理をする役割を担います。常勤・非常勤は問われませんが、支援の適正な実施や中立性の確保の観点から、「特定技能外国人を監督する立場にないこと」および「特定技能所属機関と当該外国人の間に紛争が生じた場合に少なくとも中立的な立場であること」が求められています。具体的には、1号特定技能外国人と異なる部署の職員などで、当該外国人に対する直接的な指揮命令権を有しない方が

該当すると考えられます。一方、技能実習責任者は、技能実習に關与する職員を監督し技能実習の進捗状況を管理する立場にあり、実習実施者の常勤の役職員であることが要件に含まれます。

このようにそれぞれの役割と要件が異なります。要件は他にも定められていますので、それぞれの要件を満たしているか十分確認してください。

Q3 当社にて登録支援機関について調べたところ、母国語スタッフが常駐し相談体制が充実している登録支援機関や日本語学習のノウハウが豊富な登録支援機関など、登録支援機関によって支援内容の得意分野が異なることがわかりました。支援事項ごとに支援機関を分けて委託することは可能でしょうか。

A3 受入れ機関である貴社自身が、入管法及び特定技能基準省令で定める支援計画の適正な実施の確保に係る基準（要件を満たす支援責任者及び支援担当者の選任等）を満たしている場合は、支援事項ごとに支援機関を分けて支援の実施を委託することは可能です。一方、貴社自身では基準を満たさない場合は、登録支援機関に支援計画の実施の全部を委託することによってはじめて、入管法第二条の五に規定する特定技能雇用契約の相手方としての基準に適合することとなります。この場合、「登録支援機関」とは「受入れ機関との支援委託契約により適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う機関」をいうため、支援事項ごとに支援機関を分けると基準に適合していることにはなりません。

なお、支援計画は1号特定技能外国人ごとに作成・実施されるものですので、支援対象となる1号特定技能外国人ごとに、事業所や生活エリア等の違いを勘案し、異なる登録支援機関に支援計画の全部実施を委託することは可能です。

技能実習制度に係る二国間取決めの締結

2020年3月9日現在、日本政府は14ヶ国(表1)の政府と二国間取決めに締結しています。また、各送出国政府は認定送出機関を公表しており、詳細は外国人技能実習機構のホームページ上で公開されています。

表1 <技能実習>二国間取決めの締結状況(2020年3月9日時点)

二国間取決め締結済み (認定送出機関公表済み) ※締結順	ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア
------------------------------------	--

特定技能制度に係る二国間取決めの締結

日本政府は、悪質な仲介事業者の排除や情報共有の枠組みの構築のため、特定技能外国人を送り出す各国政府との間で二国間取決めを行うこととしており、2020年3月9日現在、10ヶ国(表2)と締結しています。

表2 <特定技能>二国間取決めの締結状況(2020年3月9日時点)

国名	二国間取決め締結日	二国間取決めに基づく認定送出機関の選定
フィリピン	2019年3月19日	275機関
カンボジア	2019年3月25日	103機関
ネパール	2019年3月25日	規定なし
ミャンマー	2019年3月28日	104機関
モンゴル	2019年4月17日	政府系1機関のみ
スリランカ	2019年6月19日	規定なし
インドネシア	2019年6月25日	規定なし
ベトナム	2019年7月1日	未公表
バングラデシュ	2019年8月27日	規定なし
タイ	2020年2月4日	タイ政府より国外派遣事業の許可を取得した送出機関

JITCOの取組み

■各国在京大使館との交流会の開催について

2020年1月23日、JITCO 本部にて、R/D(討議議事録)

を締結している各送出国の在京大使館および関係機関を招き、令和初となる交流会を開催しました。当日は、11ヶ国の在京大使館や関係



機関等合わせて27名が参加され、昨年4月に導入された特定技能に関する意見交換が活発に行われました。

■ミャンマー政府窓口との協議等の実施

JITCO は2020年1月26日から2月2日にかけてミャンマーを訪問し、政府窓口であるMOLIP(ミャンマー労働入国管理人口省)と協議を行いました。



JITCO より、技能実習および特定技能の受入状況について説明し、ウイン局長より、両制度の適正な運用やミャンマー人の保護に重点をおきたいとの発言がありました。

■タイ政府窓口との新たな討議議事録(R/D)の締結

JITCO は、2020年2月3日、タイ労働省・雇用局(DOE)の来訪を受け、新たなR/D(討議議事録)の締結および協議を行いました。スチャート雇用局長からは、長年にわたるJITCOとの協力関係の下、タイ人技能実習生の送出し・受入れに係る諸問題が解決されてきたことに感謝の意を示されました。協議では、特定技能についての意見交換が活発になされ、JITCOより特定技能の受入れ状況について説明しました。スチャート雇用局長からは、特定技能による受入れに関しては、新規入国者についてはタイ政府より国外派遣事業の許可を取得した送出機関を通すこと、国内在留者については技能実習2号修了者及び技能・日本語試験に合格した留学生等は企業との直接契約が可能である旨の説明がありました。また、タイから特定技能外国人を受け入れる場合については、在京大使館労働担当官事務所で雇用契約の認証手続きを受ける必要があることが示されました。さらに、翌2月4日に行われた特定技能に係る二国間協定の締結を踏まえて、現地の送出機関関係者を集めて特定技能の制度や手続きに関する説明会を実施する意向も示されました。

なお、詳細の手続きは在京タイ大使館ホームページ https://japan.mol.go.th/en/download_type/download をご参照ください。また、タイ政府より国外派遣事業の許可を取得した送出機関のリストは <https://www.doe.go.th/prd/ipd/downloads/param/site/155/cat/14/sub/0/pull/module/view/list-label> をご参照ください。

■本件に関するお問合せ先

国際部 TEL: 03-4306-1151

インドの最新送出し事情

～インド視察プログラム 先遣隊レポート～



2018年夏の団体監理型技能実習生第一陣の入国を皮切りに、インドからの技能実習生の受入れ数は徐々に伸びており、現在まで200名近くが入国しています。インド技能実習セミナーも、大使館および総領事館がJITCO等と協力して2017年から毎年開催しており、日本側参加者は延べ350人超と、年々盛り上がりを見せています。JITCOでは2020年度に、受入れを検討する皆さまに実際にインドをご覧いただくべく、現地視察プログラムの実施を企画しており、それに先立って2019年12月にインドを訪問し(JITCO先遣隊)、各都市の送出機関を視察しました。本稿では、技能実習の有力な送出国へ成長する可能性のあるインドの実情についてご紹介いたします。

※本稿に記載する技能実習生の送出入数等のデータは訪問当時(2019年12月)のもので、今回訪問できなかった送出機関で、送出実績のある機関も複数ございます。

インド概況



言語	連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が21 (※28の州と、8つの連邦直轄領がある)		
宗教	ヒンドゥー教徒79.8%、イスラム教徒14.2%、キリスト教徒2.3%、シク教徒1.7%、仏教徒0.7%など		
主要産業	農業、工業、鉱業、IT産業		
基本月給額	265米ドル(製造業・作業員クラス) ※JETRO/2018年10月時点		
若年失業率	10.4% ※ILO/2018年		
在留邦人数	9,197人	在日インド人数	31,689人
アクセス ※	成田空港からデリー・ムンバイ・チェンナイまで直行便あり。成田からデリーまで約10時間。ベンガルール便も就航予定。		

※ 欄を除き外務省 HP から引用。

なぜ、インドを視察先として選んだのか？

13億を超える人口を有するインドは、2024年には中国を抜き世界最多となると予測されています。人口の半数以上が30歳未満と若い人材が豊富であることから、労働力の輩出地あるいは大規模な消費市場として世界的に注目されています。

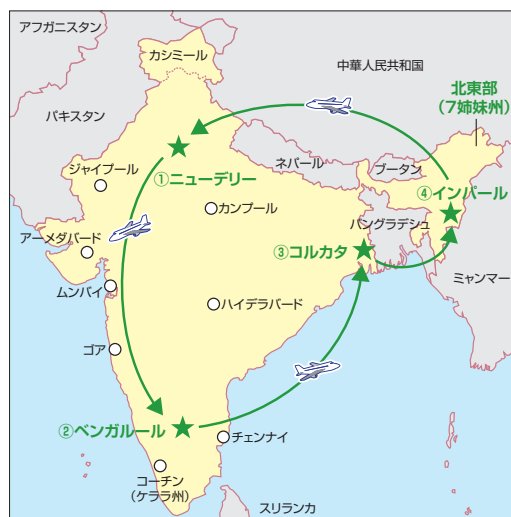
また、インドのモディ首相は、製造業の振興を目指す「メイク・イン・インド」や労働者の技能向上を目指す「スキル・インド」などのスローガンを掲げており、インド政府は日本の技能実習制度にも高い関心を示しています。特にインドの若者は技能習得への意欲が高く海外志向の人が多く、加えて多言語国家であるがゆえに言語の習得力が高いことなども、インド側が技能実習生の送出しに積極的である理由の一つとなっ

ているようです。

インド側の技能実習制度の窓口機関であるNSDC(全国技能開発公社)は、主に職業訓練機関や教育機関を母体とする送出機関を現在27機関認定しています。幅広い職種・作業において送出しの準備が進められていますが、これまでにインド人技能実習生の入国実績のある職種は介護、建設、機械金属、溶接、自動車整備、農業等です。

JITCOでは監理団体・実習実施者向けインド視察プログラムの実施に先駆けて、NSDCが推薦する送出実績のある機関を中心とした6つの送出機関(拠点はデリー・ベンガルール・コルカタ等)を訪問し、その体制や設備、準備状況を視察しました。加えて技能実習生候補者の輩出地として期待されるインド北東部に赴き、マニプールの州政府や看護学校を訪問しました。以下では多様性に富む各都市の様子と視察先の概要をお伝えします。

■今回の訪問先(★、数字は訪問順)



訪問地①首都デリー周辺

インドは中央政府および28の州政府、8つの連邦直轄領によって統治されています。ニューデリーは中央政府が直轄するインドの首都で、人口はおよそ1,900万人です。そのうち8割程度がヒンドゥー教徒で、日常会話はヒンディー語ですがビジネスでは準公用語である英語も用いられます。気候は雨季と乾季があり、過ごしやすい時期もありますが、3～8月頃までは気温が35度を超える猛暑や、砂嵐、強風を伴う雨となるなど、厳しい天候に見舞われることもあります。



デリーで訪問した送出機関のご紹介

アイエル エフエス
送出機関 **IL&FS Skills Development Corp. Ltd.**



同社はインフラ・金融大手のIL&FS社とNSDCの共同出資で設立された、インド有数の職業訓練企業です。建設や機械金属など多業種の職業訓練をインド国内22州で年間延べ20

万人に行っています。今回はニューデリーのセンターを訪問し、溶接、機械加工、電子機器組立て、看護、外食、小売り等の授業風景および機械設備を視察しました。また介護職種で2名の技能実習生の送出し実績があり、北東部のアッサム州で介護技能実習生向けのトレーニングセンターを開設予定です。

エヌディーアイエム
送出機関 **NDIM**
(New Delhi Institute of Management)

同機関はもともとビジネススクールですが、経営教育課程で技能訓練のコースを提供していたことや、卒業生の日系企業への就職実績があることから技能実習制度へ参入しました。北東部のマニプール州政府および10以上の看護大学と協定を交わし、これらの地域からの介護技能実習生の送出しに注力しています。また同じく北東部のナガランド州政府および日本企業と提携し、経済的に恵まれない若者が日本語を学ぶための技能実習生奨学金制度を設立しています。

ロヒア
送出機関 **Lohia Corp. Ltd.**



※所在地はデリー近郊のカーンプル

産業用機械の製造販売を行うLohiaグループが、創業地であるカーンプルへの地域貢献(CSR)の一環として、自社



専用トレーニングセンターに技能実習部門を併設して開始しました。インド最大の人口を誇るウッタル・プラデシュ州を中心に主に北インドで募集しています。日本向け研修は全寮制で、自社施設および農園にて機械・金属、建設、プラスチック成形、農業等のトレーニングを実施。農業および機械金属で7名の実習生が入国済みです。

訪問地②ベンガルール

インド南部のカルナータカ州の州都であるベンガルール（旧バンガロール）は、デカン高原に位置しており年間を通して温暖で快適な気候です。「インドのシリコンバレー」とも呼ばれ、ITや電子・航空産業のイメージが強いですが、隣のケララ州などは看護師の輩出地としても有名です。この地域から多くの看護師が海外へ就労に出ています。

ベンガルールで訪問した送出機関のご紹介

ナビス
送出機関 **NAVIS Human Resource Pvt. Ltd.**

同社は、人材派遣・育成事業および日本語研修事業が母体となっており、17年前からインドの日系企業へ就職するインド人など約8千人に日



本語研修を行っています。技能実習については、介護職種で16名の送出し実績があり、25名が準備中です。現地では日本語研修および介護実習の様子を視察しました。日本語教育は15名の日本人教師によって行われ、5ヶ月でN3を取得させるとのことでした。他都市にもセンターの設立を予定しています。

訪問地③コルカタ



西ベンガル州の州都であるコルカタ(旧カルカッタ)は、英領インド時代の1911年まで首都とされ、現在も東インド最大の商業都市であり、周辺地域では鉄工業が盛んです。一方で、音楽、舞踊、映画、文学など有名でインド文化の中心でもあります。主要言語はベンガル語で、気候は乾季・雨季・雨季の3つの季節に分けられますが、平均気温は年間を通して20度を下回ることはいずれもありません。デリーからコルカタまでは飛行機で約2時間です。

コルカタで訪問した送出機関のご紹介

ジェーキュージェー
送出機関 **JQJ (JIS Quivan JBC Pvt. Ltd.)**

同社はインド有数の職業訓練企業が母体で、建設や溶接など各職種



の国際技能水準に則ったテキストを使用して候補者を教育し、これまで中東・シンガポール・ヨーロッパなど各国のニーズに応じて労働者を教育し派遣しています。特にシンガポールについては数少ない同国認定のインド送出機関の一つとなっており、年間1千人程を送り出しています。

JITCO 先遣隊はコルカタの同社の2センターで建設や溶接・機械加工の実習設備を視察しました。他国での就労経験など、実務経験のある候補者を積極的に採用しており、溶接とび・介護職種で技能実習生4名の送出実績があります。

アビー スキルズ
送出機関 **IB Skills**

(Inland Bharti Skills Pvt. Ltd.)

日本語や日本文化の教育および介護等の技能訓練や人材派遣を行う企業です。送出しの候補者は西ベンガル州、北東部、デリー等で一般募集しています。日本での就労経験がありN1の資格を持つインド人講師が、日本語のほか、身だしなみや時間厳守など、日本の社会マナーを教育しています。教育中の候補者の中には、他国での就業経験者やNSDC認定の一般職業訓練修了者が含まれます。

訪問地④インパール

インド北東部(通称7姉妹州)は中国やミャンマーと国境を接しており、独自の文化を持つ200以上の部族がこの地域で暮らしています。インパールやアッサムなど、日本人にとって耳慣れた都市を有し、民族的・文化的に東アジアに近いことから、日本との親和性が注目されています。また、同地域はインド南部のケララ州に次いで多くの看護師を輩出していると言われ、看護学校を卒業後インド各地で看護師等として活躍する人も多いようです。技能実習の送出機関も、すでにこの地域から候補者を募集・教育している機関があるほか、州政府と協定を結ぶなどの動きも見られます。

インド視察を終えて

今回のインド視察では、技能実習生を送り出したいというインド政府および送出機関の熱意をあらためて感じました。訪問した都市はそれぞれ独自の雰囲気を出しており、民族や文化などの「多様性」に富んだインドの姿を垣間見ることができました。視察した各機関の技能実習生候補者たちは、いずれも目を輝かせて日本から来た私たちを出迎えてくれました。現時点では、受入れ先の開拓や候補者の事前訓練費用の資金繰りなどの課題がありますが、インドからの技能実習生の受入れは今後増えていくと思われます。

JITCOでは2020年度に、「インド視察プログラム」を計画しており、現地の情勢や新型コロナウイルス感染症の状況等を見つつ、現在実施に向けて準備中です。決まりましたら、ホームページ等でご案内いたします。

■本件に関するお問い合わせ先

国際部 TEL:03-4306-1151



監理団体による 実習実施者に対する監査のポイント

団体監理型の技能実習においては、監理団体による適切な監理の下、実習実施者において実習計画に基づき適正に実施することが求められます。そのためには、「監理団体による実習実施者に対する監査」が適切かつ効果的に実施されることが重要です。ここでは、当該監査のポイントについて解説します。

1 監理団体による実習実施者に対する監査の概要

(1) 監査の目的

監査の目的は、監理団体が実習実施者に対して以下の点を実地にて確認し、問題点等が認められた場合には改善を指導するなどにより、技能実習の適正化を図ることです。

- ① 認定された技能実習計画に従った技能実習が実際に行われているか。
- ② 出入国管理法または労働関連法令上の違反がないか。
- ③ ①②の他、技能実習生の保護等において、技能実習が適正に実施されているか。

(2) 監査の手法

以下の手法により監査を行う必要があります。

- ① 技能実習の実施状況の実地での確認による監査
- ② 技能実習責任者および実習指導員からの報告による監査
- ③ 技能実習生との面談による監査 ※実習生の4分の1以上（実習生が2人～4人の場合は2人以上）と面接する
- ④ 事業所の設備の確認および帳簿閲覧による監査
- ⑤ 技能実習生の宿泊施設その他の生活環境の確認による監査

(3) 監査の実施者

監理責任者が直接監査を実施することが基本ですが、他に「監理責任者の指揮の下」で監査の実務を担当する監理団体の役職員が実施することも可能です。ただし、この場合には、監査を実施した役職員はその結果を監理責任者に報告することが必要です。

(4) 定期監査の実施

実習実施者の1事業所ごとに3ヶ月に1回以上実施することが求められていますので、年間予定表を作成するなど、計画的に実施するようにしてください。

(5) 臨時監査の実施

把握した情報などにより、監査先の実習実施者において以下のような疑いが認められた場合、直ちに臨時監査を実施する必要があります。

- ① 認定された技能実習計画と実際の技能実習との間に齟齬があるのではと疑われるケース
- ② 認定計画基準（技能実習法第九条各号のいずれか）に適合しなくなったのではと疑われるケース
- ③ 実習実施者の欠格要件に該当しているのではと疑われるケース
- ④ 外国人技能実習機構（OTIT）による立ち入り調査において実習実施者の説明に虚偽等があるのではと疑われるケース
- ⑤ OTITからの改善命令に対する違反があるのではと疑われるケース
- ⑥ 出入国管理法、労働関係法令上の不正行為または著しい不当行為があるのではと疑われるケース

なお、臨時監査を行った場合には、1回の定期監査実施と同様に取扱い、その後3ヶ月以内に定期監査を実施することとしてよいとされています。

(6) 外部監査人の同行

外部監査の措置を講じている監理団体の場合は、監理団体の各事業所につき年1回以上、外部監査人が監理団体の実施する監査に同行し、監査の実施状況を確認する必要があります（ただし、傘下すべての実習実施者への監査に同行しなければならないというものではありません）。

2 監査業務を効果的・効率的に行うためのポイント

(1) 監査計画の作成

定期監査は、3ヶ月に1回以上の頻度で実施しなければならないため、年間の監査実施計画を立てるなどにより管理するのがよいでしょう。技能実習にまだ不慣れな実習実施者などに対しては頻度を高くするなどの考慮も必要です。また、臨時監査を実施した場合には、次回の定期監査をいつ実施するか、監査の頻度を高くするか等を考慮しながら必要に応じ計画変更をしてください。

(2) 事前準備

- ① 日程調整…監査の実施に先立ち、実習実施者と連絡を取り、

少なくとも技能実習責任者と技能実習指導員が、必要に応じて生活指導員も立ち会えるよう、あらかじめ日程を調整してください。

- ② 関係帳簿書類の準備依頼…監査の当日に準備してもらう関係帳簿書類をメールあるいはファックスで依頼します。対象とする関係帳簿書類についてはあらかじめ一覧表を作成しておくといでしょう。基本的には「労働基準監督署の臨検や、OTITの検査で提示を求められるもの」と考えてください。

(3) 監査の実施

- ① 当日持参すべき書類…監査を効果的に実施するため、監査当日には対象実習実施者の過去の監査に関する記録や、第1号団体監理型実習実施者である場合には訪問指導に関する記録を持参してください。
- ② 監査の実施と留意事項…監査は前述の1-(2)の手法により実施することになりますが、特に順序までは定められていません。
- ③ 監査を実施した場合には、「監査実施概要(参考様式第4-7号)」を作成することとなります。したがって、監査は、「監査実施概要」の各監査事項に則して実施することとなります。とりわけ、以下の事象については、よく確認することとしてください。

- イ) 技能実習計画と異なる作業に従事させていないか
- ロ) 同種作業を行う日本人労働者より賃金が低くないか
- ハ) 労働時間を正確に把握せず割増賃金が支払われていないといったことはないか
- ニ) 労使協定なく賃金から法定控除以外の控除を行っているといったことはないか
- ホ) 在留カードや預金通帳を事業所が保管しているといったことはないか

(4) 確認すべき関係帳簿などの例

1-(2)で前述した監査の手法ごとに、OTITホームページ https://www.otit.go.jp/youshiki/#abstract_referenceで「監査実施概要」(参考様式第4-7号)が公表されています。監

監 査 実 施 概 要		
1 団体監理型技能実習の実施状況の現地での確認による監査		
監査事項	問題等の有無	問題内容
① 認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有・無	
② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有・無	
③ 他の事業主の下で業務に従事させていないこと。	有・無	
④ 技能実習生に対して暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと。	有・無	
⑤ 不法就労者や他の事業主に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと。	有・無	
⑥	有・無	
<small>(注) ①から⑥までのほか、団体監理型技能実習の実施状況の現地での確認により監査した事項について記載すること。</small>		
2 技能実習責任者及び技能実習指導員からの報告による監査		
監査事項	問題等の有無	問題内容
① 認定計画と異なる作業に従事させていないこと。	有・無	
② 技能実習が認定計画どおりに進捗していること。	有・無	
③ 他の事業主の下での業務に従事させていないこと。	有・無	
④ 業務に従事させる時間の配分が適切であること。	有・無	
⑤ 入居後講習の期間中に業務に従事させていないこと(1号のみ)。	有・無	

査事項に沿って確認すべき帳簿書類等エビデンスについて13ページの表に例示しますのでご参照ください。(※)

1-(2)の手法で述べたうち「技能実習責任者および技能実習指導員からの報告による監査」と「設備の確認および帳簿書類の閲覧による監査」については、監査事項自体は共通であることから、書類帳簿の閲覧をしながら技能実習責任者や実習指導員に質問し報告を求めるという方法も効果的と考えられます(技能実習責任者や実習指導員からの報告を受けるだけに留めることなく、実地確認や書類帳簿の閲覧を必ず実施するようにしてください)。

監査では、寄宿舍など技能実習生が生活する施設、生活環境を確認することが必要です。寝室の面積が実習計画の認定どおり確保されているかなど施設、設備のみならず、清掃の実施状況など衛生状況が確保されているかについても確認するようにしてください。なお、寄宿舍などの施設が複数あり1回の監査では確認ができない場合には、複数回の監査ですべての施設を確認できるよう計画的に実施することとしてください。

(5) 監査結果の記録と報告

監査を実施した場合には、「監査実施概要」(参考様式第4-7号)を作成し、実習実施者への結果報告および指導を要する場合はすみやかに行き、監理団体において「監査実施概要」を保存する必要があります。

監査の結果については、「監査報告書(省令様式第22号)」を作成し、監査対象の実習実施者の本社の所在地を管轄するOTITの地方事務所または支所にすみやかに報告する必要がありますが、監査で問題を把握した場合などには、「監査実施概要」の提出を求められることがあります。

3 監査以外の訪問指導

監査とは別に、「監理団体は第1号団体監理型技能実習を行う実施者を1か月1回以上訪問し、実地確認を行い必要な指導を行うこと」とされています。訪問指導においても、技能実習責任者等のみならず実習生本人にも面接するなどにより、実習の進め方や実習生の私生活面の必要なアドバイスをを行うことを心がけてください。訪問指導を実施した場合には、「訪問指導記録書(参考様式第4-10号)」を作成し、監理団体の事業所に備え付けておかなければなりません。

以上が監理団体による実習実施者に対する監査のポイントと留意点となります。監理団体の皆さまには、ぜひご参考にしていただき、適切で効果的な監査に努めていただければと存じます。

表「監査実施概要」の監査事項と確認する書類等の例

※「監査実施概要」(参考様式第4-7号)に基づきJITCO作成 ※誌面の都合上、帳簿書類等エビデンスのうち技能実習生の面談、寄宿舎についての例示は割愛しています。

監査事項		確認する証拠書類等の例
業務	認定計画と異なる作業に従事させていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画(別記様式第1号)の実習実施予定表 技能実習日誌(参考様式第4-2号) 当日の作業内容の現地確認
	技能実習が認定計画どおりに進捗していること	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画(別記様式第1号)の実習実施予定表 技能実習日誌(参考様式第4-2号) 当日の作業内容の現地確認
	他の事業主の下で業務に従事させていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の名簿(参考様式第1-25号) 技能実習日誌(参考様式第4-2号) 出勤簿(タイムカード等)
	業務に従事させる時間の配分が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画(別記様式第1号)の実習実施予定表 技能実習日誌(参考様式第4-2号)
	入国後講習の期間中に業務に従事させていないこと(1号のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の誓約書(参考様式第1-2号) 出勤簿(タイムカード等)、賃金台帳 事業所の作業指示書
	安全衛生に配慮して適切に業務を行わせていること	<ul style="list-style-type: none"> 作業状況の現地確認 雇入れ時安全衛生教育等の実施記録 健康診断結果個人票
待遇	雇用契約に基づき適切に報酬を支払っていること	<ul style="list-style-type: none"> 雇用条件書(参考様式第1-15号) 出勤簿(タイムカード等)、賃金台帳
	労働時間を適正に記録しており、認定計画と異なる労働時間となっていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 出勤簿(タイムカード等)、賃金台帳 36協定届 技能実習計画(別記様式第1号)の実習実施予定表
	休日、休暇等を適切に付与していること	<ul style="list-style-type: none"> 雇用条件書(参考様式第1-15号) 出勤簿(タイムカード等)、賃金台帳 有給休暇管理簿
	適切な宿泊施設を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の適正についての確認書(参考様式第1-17号) 事業附属寄宿舎設置届(労基法適用の寄宿舎の場合)
	技能実習生が負担する食費、居住費等が適正であること	<ul style="list-style-type: none"> 徴収費用の説明書(参考様式第1-18号) 賃金台帳 賃金控除に関する協定届
書類	技能実習生の管理簿を適切に作成していること	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の管理簿
	認定計画の履行状況に係る管理簿を適切に作成していること	<ul style="list-style-type: none"> 認定計画の履行状況に係る管理簿(参考様式第4-1号)
	業務・指導内容を記録した日誌を適切に作成していること	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習日誌(参考様式第4-2号)
保護	技能実習生に対し暴行・脅迫・監禁等の不法行為をしていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の誓約書(参考様式第1-2号) 団体監理型技能実習生からの相談対応記録簿(参考様式第4-11号)
	保証金の徴収・違約金を定める契約等をしていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の誓約書(参考様式第1-2号) 団体監理型技能実習生からの相談対応記録簿(参考様式第4-11号)
	預金通帳の管理など不当な財産管理を行っていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の誓約書(参考様式第1-2号) 団体監理型技能実習生からの相談対応記録簿(参考様式第4-11号)
	技能実習が自分で旅券・在留カードを保管していること	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の誓約書(参考様式第1-2号) 団体監理型技能実習生からの相談対応記録簿(参考様式第4-11号)
	技能実習生の私生活の自由を不当に制限していないこと	<ul style="list-style-type: none"> 団体監理型技能実習生からの相談対応記録簿(参考様式第4-11号) 技能実習生との直接面談
その他	不法就労者や他の事業者に所属する技能実習生を業務に従事させていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の名簿(参考様式第1-25号) 当日の外国人就労者の現地確認
	36協定を超える時間外労働、休日労働が行われていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 36協定届 出勤簿(タイムカード等)、賃金台帳
	社会保険、雇用保険、労災保険に加入させていること	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金被保険者資格取得届 雇用保険被保険者資格取得届 労働保険年度更新申告書等
	技能実習生の相談等に対応する体制を整えていること	<ul style="list-style-type: none"> 団体監理型技能実習生からの相談対応記録簿(参考様式第4-11号) 技能実習生との直接面談

JITCO開催の2020年度(上半期)養成講習について

JITCOは、2017年9月8日に主務省庁(法務省及び厚生労働省)の告示により養成講習機関として認定され、同年12月から養成講習を実施しています。本稿では、2019年度の実施状況と、2020年度の変更点ならびにJITCOの2020年度上半期の養成講習開催スケジュール等をご案内します。

2019年度の実施状況

1. 実施状況

JITCOでは、2019年度(2019年4月1日～2020年3月31日)において合計205回(監理責任者等講習を計9回、技能実習責任者講習を計95回、技能実習指導員講習を計51回、生活指導員講習を計50回)開催し、約10,000名の受講者に受講証明書を交付いたしました。

2. 合格点

受講証明書の交付を受けるには、養成講習の最後を実施される理解度テストに合格する必要があります。

- ①監理責任者等講習 80点
- ②技能実習責任者講習 70点
- ③技能実習指導員講習 70点
- ④生活指導員講習 70点

※上記合格点に満たない場合、受講証明書は交付されず、別の日に改めて再受講の上、理解度テストで合格点以上を取得すれば、受講証明書が交付されます。

2020年度の変更点

1. 経過措置終了(2020年3月31日まで)

2017年11月に施行された技能実習法の施行後当面の間は実施体制の整備等に時間を要することから、養成講習を受講しなくとも、監理責任者、外部役員、外部監査人、技能実習責任者となることのできる旨の経過措置が設けられてきましたが、その経過措置が2020年3月31日をもって終了しました(※)。したがって、今後、①(監理団体になろうとする者が)外国人技能実習機構に監理団体許可申請を行う場合は、養成講習機関から3年以内に監理責任者等講習受講証明書を交付された者を監理責任者、指定外部役員、外部監査人(複数いる場合は全員)として選任すること、また、②(実習実施者または実習実施者になろうとする者が)外国人技能実

習機構に技能実習計画認定申請を行う場合は、養成講習機関から3年以内に技能実習責任者講習受講証明書を交付された者を技能実習責任者(複数いる場合は全員)として選任することが、求められます。

※2020年3月4日付で、外国人技能実習機構のホームページに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により技能実習責任者の養成講習の受講が困難となった場合の取扱いについて」「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により外部役員または外部監査人及び監理責任者の養成講習の受講が困難となった場合の取扱いについて」の案内が掲載され、同感染症の影響により養成講習を受講することが困難になった場合の特例措置が示されました。

2. 受講証明書の有効期間満了

養成講習に係る受講証明書の有効期間は、講習区分にかかわらず、交付日から3年以内と定められています。したがって、2017年度に養成講習を受講された方は、今年度、有効期間の満了日が到来しますので、有効期間を過ぎてしまうことがないよう、近隣の都道府県における開催予定をご確認の上、早めの受講をお心がけください。

2020年度の養成講習実施エリア

講習区分	実施エリア
①監理責任者等講習	関東エリア(8都県)
②技能実習責任者講習	全エリア(北海道・東北エリア、関東エリア、
③技能実習指導員講習	中部・北陸エリア、近畿エリア、中国エリア、
④生活指導員講習	四国エリア、九州エリア)

エリア区分	都道府県
北海道・東北エリア	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部・北陸エリア	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿エリア	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国エリア	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2020年度上半期の養成講習実施スケジュール

養成講習のお申込は、JITCOホームページからとなります。

最新の情報および各講習の詳細はJITCOホームページでご確認をお願いいたします。

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html>

① 監理責任者等講習

開催日	開催都市	お申込開始 (予定)日
2020年 5月12日	東京都港区	2020年 3月2日
5月26日	群馬県高崎市	3月2日
7月21日	千葉県千葉市	5月1日
9月25日	神奈川県横浜市	7月15日

※実施対象エリアのうち、スケジュールに記載のない都道府県については、下期(10月～3月)に実施を予定しております。10月以降のスケジュールはJITCOホームページ等でご案内しています。

※下記内容は変更となる場合があります。

※受講料は、おひとり様JITCO賛助会員8,000円、一般13,000円(各消費税10%込)となります。

② 技能実習責任者講習

開催日	開催都市	お申込開始 (予定)日
2020年 5月14日	東京都港区	2020年 3月2日
5月20日	宮城県仙台市	3月2日
5月21日	大阪府大阪市	3月2日
5月21日	福岡県福岡市	3月2日
5月28日	愛知県名古屋	3月2日
5月28日	広島県広島市	3月2日
6月4日	群馬県高崎市	3月16日
6月4日	愛媛県松山市	3月16日
6月10日	富山県富山市	4月2日
6月11日	福島県郡山市	4月2日
6月17日	長崎県長崎市	4月2日
6月18日	京都府京都市	4月2日
6月24日	千葉県千葉市	4月15日
6月25日	北海道札幌市	4月15日
6月25日	鳥取県鳥取市	4月15日
7月1日	徳島県徳島市	4月15日
7月2日	青森県青森市	4月15日
7月2日	鹿児島県鹿児島市	4月15日
7月9日	埼玉県さいたま市	5月1日
7月9日	新潟県新潟市	5月1日
7月15日	熊本県熊本市	5月1日
7月16日	三重県四日市市	5月1日
7月16日	兵庫県神戸市	5月1日
9月3日	神奈川県厚木市	6月15日
9月10日	岐阜県岐阜市	7月1日
9月10日	岡山県岡山市	7月1日
9月16日	茨城県水戸市	7月1日
9月17日	岩手県盛岡市	7月1日
9月17日	福井県福井市	7月1日

③ 技能実習指導員講習

開催日	開催都市	お申込開始 (予定)日
2020年 5月13日	東京都港区	2020年 3月2日
5月19日	宮城県仙台市	3月2日
5月20日	大阪府大阪市	3月2日
5月20日	福岡県福岡市	3月2日
5月27日	愛知県名古屋	3月2日
5月27日	広島県広島市	3月2日
6月3日	群馬県高崎市	3月16日
6月3日	愛媛県松山市	3月16日
6月9日	富山県富山市	4月2日
6月10日	福島県郡山市	4月2日
6月16日	長崎県長崎市	4月2日
6月17日	京都府京都市	4月2日
6月23日	千葉県千葉市	4月15日
6月24日	北海道札幌市	4月15日
6月24日	鳥取県鳥取市	4月15日
6月30日	徳島県徳島市	4月15日
7月1日	青森県青森市	4月15日
7月1日	鹿児島県鹿児島市	4月15日
7月8日	埼玉県さいたま市	5月1日
7月8日	新潟県新潟市	5月1日
7月14日	熊本県熊本市	5月1日
7月15日	三重県四日市市	5月1日
7月15日	兵庫県神戸市	5月1日
9月2日	神奈川県厚木市	6月15日
9月9日	岐阜県岐阜市	7月1日
9月9日	岡山県岡山市	7月1日
9月15日	茨城県水戸市	7月1日
9月16日	岩手県盛岡市	7月1日
9月16日	福井県福井市	7月1日

④ 生活指導員講習

開催日	開催都市	お申込開始 (予定)日
2020年 5月15日	東京都港区	2020年 3月2日
5月21日	宮城県仙台市	3月2日
5月22日	大阪府大阪市	3月2日
5月22日	福岡県福岡市	3月2日
5月29日	愛知県名古屋	3月2日
5月29日	広島県広島市	3月2日
6月5日	群馬県高崎市	3月16日
6月5日	愛媛県松山市	3月16日
6月11日	富山県富山市	4月2日
6月12日	福島県郡山市	4月2日
6月18日	長崎県長崎市	4月2日
6月19日	京都府京都市	4月2日
6月25日	千葉県千葉市	4月15日
6月26日	北海道札幌市	4月15日
6月26日	鳥取県鳥取市	4月15日
7月2日	徳島県徳島市	4月15日
7月3日	青森県青森市	4月15日
7月3日	鹿児島県鹿児島市	4月15日
7月10日	埼玉県さいたま市	5月1日
7月10日	新潟県新潟市	5月1日
7月16日	熊本県熊本市	5月1日
7月17日	三重県四日市市	5月1日
7月17日	兵庫県神戸市	5月1日
9月4日	神奈川県厚木市	6月15日
9月11日	岐阜県岐阜市	7月1日
9月11日	岡山県岡山市	7月1日
9月17日	茨城県水戸市	7月1日
9月18日	岩手県盛岡市	7月1日
9月18日	福井県福井市	7月1日

技能実習生 の お国ぶり・暮らしぶり



語学事情

今回のテーマは語学事情です。日本語を含めた外国語学習にまつわる様々なエピソードをお寄せいただきました。技能実習生を受け入れておられる皆さまは、常日頃からアジアの国々の言葉に触れていらっしゃることでしょ。お互いの言葉を学び、文化や魅力を知ること、相互理解を深める機会がより広がっていくのではないでしょ。ぜひご一読ください。



Vietnam (ベトナム)

ファム・ラン・アイン(元JITCO 母国語相談スタッフ)

ベトナムの外国語ブームの変遷

私はハノイ外国語大学(現ハノイ大学)英語科の卒業生で、現在は言語関係の仕事をしています。英語とは幼い頃から縁があったようです。中学1年生の時、歴史の先生から「英語を勉強したい人は集まって、先生が教えてあげるから」とのお誘いがありました。放課後、何人かで教室に残って、無料でレッスンを受けるようになりました。当時、外国語の授業は高校から始まるのが常でしたので、中学校で学習を始めるのは、とても珍しいことでした。特別レッスンはそう長くは続きませんでしたが、先生から教えてもらった”This is a table, that is a chair”という基本的な英文を、いまだに忘れることができません。

高校に進学すると、本格的に外国語の授業が始まりました。でも、語学のクラスの数は30近くあったにも関わらず、英語のクラスはたった2つだけ、中国語のクラスも2つだけ。残りはすべてロシア語でした。ベトナム戦争中から戦後にかけて、ベトナムは旧ソビエト連邦からの支援を受けており、旧ソ連に関連する仕事がたくさんあったからです。また語学のクラスは自由に選択することもできませんでした。でも私はやはり英語との縁があったのか、英語のクラスに配属されました。熱心に学び、英語が得意になった私は、大学進学時に、「外国語は知識の扉の鍵」という当時流行の言葉に釣られて、ハノイ外国語大学の英語科に入学しました。ところがです。大

学でも高校と同様に、英語のクラスは2つしかなく、ほとんどのクラスがロシア語のクラスでした。英語、フランス語などは夜間学校の外国語講座に少しありましたが、ロシア語を勉強する人達が圧倒的に多かったです。ロシア語科の教材・資料は英語科よりも充実していて、4年生になると旧ソ連に1年間留学するチャンスもありました。卒業後の就職もロシア語科のほとんどの学生は簡単に決まり、とても羨ましかったです。

そんな状況が大きく変わったのは、ドイモイ政策が始まって1990年代になってからです。外資系の会社や外国の組織がとても増えて、英語のできる人材に対するニーズが大きくなっていったのです。日本、中国、ヨーロッパの会社が次々にベトナムに進出してきて、日本語、中国語、フランス語を学習する人の数が増えていきました。それまでロシア語を学んでいた人も、次第に第二外国語として英語やフランス語の講座を受けるようになりました。元々フランスの植民地だったベトナムでは、フランスと戦ったインドシナ戦争以降、人々が離れた時期が続きましたが、フランス語の学習熱が徐々に戻ってきたようでした。

さらにもっと大きく変わったのは、日本語の学習状況です。かつては貿易大学の日本語科以外には日本語を学習できるところはほとんどありませんでしたが、私の母校であるハノイ外国語大学(現ハノイ大学)を始めとし、外国語専門学校や日本文化センターなどで日本語科が雨後の筍のように次から次へと開設されていったのです。若者にとって日本語を習得すると、よい就職が叶い、よい収入を手に入れられるという目標が生まれ、日本語ブームの原動力となっていると言えるでしょう。



China [中国]

羌 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

近代に始まった中国における日本語学習

現在、中国では、小・中学生、専門学校生、大学・大学院生などの在学生だけでも約2億人が外国語を勉強しているといわれています。なかでも日本語は英語に次ぎ2番目に学習者が多い外国語です。

中国における日本語学習の発端は、20世紀初頭の近代に遡ります。私が当時のことを知ったのは、『中国日本学年鑑』(北京日本学研究中心、1949-1990)の編さんに携わり、北京図書館と上海図書館に所蔵された近代の書籍を調べた時のことです。外国語の書籍のうち、社会・人文科学、自然科学、工学技術、軍事などの分野では、そのほとんどが日本語の書籍でした。その背景にあったのは、近代ならではの社会事情です。日本では明治政府が西洋の科学技術に習い、諸工業を育て、資本主義国として成長を遂げました。それを見た中国の清朝政府は、英語を通じて西洋の科学技術を学ぶより、日本語を通じて学ぶほうがより近道であると考えたのです。その結果、前述の分野で使われる言葉の7割ぐらいが日本語から導入されたことが、ある統計で示されています。例えば「幹部」「派出所」「政治」「規律」「哲学」などは現在も中国の政治・行政で使われています。

また20世紀初頭は、天津から船のチケットを買えば、ビザを必要とせずに日本の神戸市に上陸できたので、日本への留学ブームが起きました。魯迅などの文豪や、孫文、蒋介石などの政治家も日本に滞在・留学しています。日本の明治期の大きな新聞は、漢文に「返り点」をつけて口語調にした訓読文が使われていました。1898年(明治31年)に日本に亡命した梁啓超氏(清朝末期の政治家)はこの訓読文を日本への渡船の中で読み、日本語を身につけたと伝わっています。

そのような逸話もあってか、ますます中国では英語を勉強するより、漢字が多い日本語を学ぶほうが易しいと思われるようになったのです。1980年代に中国と日本が国交を回復して友好条約を締結すると、中国では再び日本語学習ブームが起きました。

でも実際の日本語学習は簡単ではなく、「笑って入る、泣いて出る」と言われるようになりました。日本語と中国語は、発音、

文法、単語の意味・語順などで多くの違いがあるからです。日本語には音読み(中国語の漢字に基づく読み)と訓読みがあり、音読みは中国から伝わった時代によって呉音・漢音・唐音などがあります。文法は中国語と名詞や動詞の並びが違います。さらに同じ表記でも意味が違う文字もあります。例えば「娘」は中国語では「母」の意味です。二字熟語も、順序が入れ替わっている単語があります。「紹介」は中国語では「介紹」、「平和」は「和平」などです(余談ですが、中国の古文に遡ると「娘」は若い少女の意があり、「紹介」「平和」も使われていました)。

私は日本語講師として、社会人クラスで教えたことがありますが、最初は満員でも、半年後の学期末には3~5人しか残りませんでした。そんな中、ある青年は、会社を辞め、自費で日本語専門クラスに申し込み、旅行ガイドを経て、今では旅行会社の日本部門のトップになりました。また10年ほど前に縫製で来日した技能実習生は、同僚が疲れて休んでいる時間も勉強し、日本語検定1級を突破、中国に帰国後は日系外資企業の管理職になりました。この二人のように、毎日辛抱強く勉強し、大胆に話し続ければ、ふと「頓悟」(一足飛びに悟りを得た状態、仏教語)して外国語が身についたように感じる日が来るのだらうと思います。



Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

日本語を学び、 教えるようになって感じたこと

フィリピンは7000の島々からなる国で、多様な民族が暮らし、100以上に分類される方言が存在します。その中で、2500万人以上、総人口の1/4が母語として使っているのが、マニラ首都圏とその周辺地域で使われている「タガログ語」です。フィリピン憲法で定められている公用語の「フィリピン(Filipino)」は、タガログ語を標準化して作られた言葉なのです。

またフィリピンでは、第二公用語としてネイティブレベルで英語が使われています。というのも、フィリピンは1898年から1946年までアメリカの植民地で(日本統治下の数年を除く)、



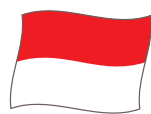
この時代の学校では英語で教育が行われていました。現在でもフィリピン人の子どもは幼稚園の時から英語を習い始め、小学校から大学まで一貫して英語で教育を受けるので、バイリンガルとして育ちます。卒業後もビジネスの世界や官公庁ではフィリピン語より英語が主流となり、英語が苦手だと就職ができないくらいです。

私もフィリピンで生まれて、タガログ語と英語のバイリンガルとしてマニラ首都圏で育ちました。20歳代半ばで日本に移住し、日本語を学びつつ、日本人向けの英会話教師として働きました。英会話を教えるのなら日本語を学ぶ必要はないと思わがちですが、私は日本で生活するなら絶対に日本語を覚えなさいといけないと考えていました。当時はインターネットがなかったため、勉強に苦労しました。周囲の人とできるだけ日本語で話し、わからない言葉があれば教えてもらったり、和英・英和辞書で調べたりしていました。NHKのテレビ英会話講座も手助けになりました。なぜ英会話講座かという、日本語と英語の会話を比較してきたからです。

なんとか会話ができるようになってからも、難題が控えていました。日本は、平仮名、片仮名、漢字の3種類もの文字を使い分ける、世界でも珍しい国です。フィリピン語も英語もアルファベット1種類ですので、私には日本の文字は非常に難解で、まったく理解できませんでした。そこで考えたのは、日本の小学生になったつもりで勉強することでした。書店で小学1年生向けの国語のドリルを購入し、ひたすら平仮名や漢字を書き写し、2、3、4年生向けとレベルを上げ、語彙を増やしました。

こうして、日常会話に困らない程度の日本語が読めるようになった私は、3ヶ国語を活かした仕事に就きたいと考えるようになりました。選んだのは、日本人とフィリピン人の間に生まれた子どもたちのサポートです。日本語指導員として小学校や中学校に入り、授業がわからない子どもが授業に追いつけるように支援しました。子どもは言葉を覚えるのが早いのですが、興味の有無、親の助けの有無で差が付きます。ほとんどの子は日本の生活になじんで進学していきましたが、残念ながらフィリピンに戻ることを選んだ子どももいました。

言葉や文化の壁を乗り越えること、環境になじむことはとても大変です。でも外国語を覚えて交流し、国籍が違う人同士も支え合えるようになったらいいですね。



Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

多民族国家のインドネシアは 言葉によるコミュニケーションが豊かです

インドネシア共和国の公用語は「インドネシア語」ですが、多民族国家であるため、人々が生活のなかで自然と身につける言語(母語)はそれぞれの出身地によって違うことがあります。当然母語以外の言語に触れる機会があることからなのか、インドネシア人はおおむねコミュニケーション能力に長けているなあと感心することが多くあります。

外国語学習としては英語教育が盛んで、教育に熱心な富裕層の家庭では、日常は英語で会話するという家庭もあります。また幼少期から英会話を導入することをアピールポイントとする教育機関もあります。英語で話すことも、私たち日本人が日頃感じているほど苦では無さそうです。一方、インドネシアからやってくる技能実習生たちは、ほぼ全員が日本語の習得に苦労しています。実習現場で多くの時間を共に過ごす皆さんも感じられていることでしょう。日々、日本人との会話から情報を得ようと、必死です。

「インドネシアでの日本語教育はどうか? 支援は充実しているの?」と、現地の公立高校で日本語講師として働くインドネシア人女性に尋ねてみると、「他言語のネイティブの講師に比べると、日本人講師は足りていないの…」と、軽くボヤいていました。現在、インドネシアでの日本語教育を中心的に担っているのは、日本語能力試験(JLPT 世界最大規模の日本語能力を測る試験)や日本語基礎テスト(JFT-Basic)を実施している独立行政法人国際交流基金(The Japan Foundation)、あるいは日本語学科や国際関係学科を置く大学のようなようです。また国際交流基金による日本語講師の派遣事業も行われており、教育機関だけでなく技能実習などの送出機関にまでその活動は広がっているのだそうです。インドネシアでの日本語教育の支援のさらなる充実を期待したいところです。

また近年、日本語を初めて学ぶ外国人を対象とした「やさしい日本語」が注目されています。「やさしい日本語」は、日本語に不慣れな外国人のためのわかりやすさを第一として、文章の構

造や表現を簡易にし、漢字にふり仮名をつけた日本語です。行政機関による外国人支援時の言葉遣いや、災害時など緊急時においても導入されています。タイトルに「やさしい日本語」が含まれる日本語教材が増えていきますので、ぜひお手にとってご覧になり、技能実習生の日本語教育に活用されてみてはいかがでしょうか。

最後に、日本語を学ぶインドネシア人技能実習生のメンタル面について触れておきたいと思います。彼らは人間関係を常に大切にしたいという思いが強く、忍耐強い傾向にあります。相手の態度やこれまでのやり取り、経験や勘を頼りに、空気を読み取り、うまくこなそうとします。でも忍耐強さゆえに、職場の環境によっては我慢しすぎてしまうこともあるようです。日本語を学んでいるうちは絶対的に情報不足であることは間違いなく、日本語の指示を理解できずにストレスを抱え、トラブルになってしまったという話も残念ながら耳にします。技能実習生と接するみなさまには、日頃から声かけの方法について考えていただき、「やさしい日本語」を使ったコミュニケーションを心がけていただければと思います。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

複数言語を学んで気づいた タイ語の魅力と語学事情

タイと日本のふたつのルーツを持つ私は、生まれながらに、また自発的な学習によって、タイの公用語である「タイ語」、日本語、そのほかに数ヶ国語での日常会話ができるようになりました。言葉を学び、現地の言葉で話せるようになると、より多くの人が歓迎してくれて、心を開いて本音で話してくれます。知らなかったことを知ることができ、価値観が広がりました。

一方で、外国語を学ぶことでルーツのタイ語の魅力も感じるようになりました。私が思うタイ語の魅力は「声調」です。声調とは、音の高低のパターンのことで、タイ語には「平声、低声、下声、高声、上声」の5つが存在します。この声調こそが、タイ語独特の柔らかい響きを生み出しています。ただ注意しなけれ

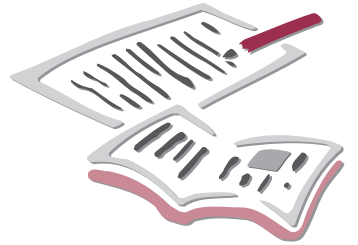
ばいけないのは、声調が違くと意味が変わる単語があるということです。例えばカタカナで書くと同じ「マー」でも、声調によって「来る」「馬」「犬」の3通りの意味が生まれます。日本語で言えば「箸」「橋」などの同音異義語のようなもので、タイ語の初心者が乗り越えなければならない壁です。でも乗り越えてしまえば、上達の道が拓けてきます。

またタイには、日本と同様に居住地域によって「方言語」(方言)が存在します。例えば、筆者の住んでいた地方はラオス語の混ざったイサーン語という方言なのですが、この方言がタイのテレビドラマに出てくると、必ず字幕がつきます。イサーン語の次に有名な方言は、タイの古都チェンマイを中心とした北部で話される方言です。日本でいう京都弁のような優美な語尾が特徴的で、聞いているととても癒されます。

ちなみにタイ語はタイだけでしか通じないと思われがちなのですが、実は、ラオスの大部分やカンボジアの一部地域でも通じます。なぜかという、タイで制作されたドラマが、ラオスやカンボジアなどの近隣諸国でも放送されているからです。ラオス語とタイ語は言語的に近いので、ラオス人はタイ語を難なく理解しますし、カンボジア人も世代によってタイ語のドラマをよく見る人とは、ごくごく簡単なタイ語であれば通じたりします。もしみなさまがタイ語を学ばれるとしたら、タイ人とコミュニケーションが取れるだけではなく、その他の国々との交流のきっかけにもなるかもしれません。みなさまも、技能実習生との交流や旅行時にぜひタイ語に触れてみてください。

最後にタイの外国語学習についても少し触れておきます。タイでは、公立では小学校から英語は必須、中には第二外国語が中学校から始まる場所もあり、日本よりも語学に関しては早期教育に力を入れていると言えます。第二外国語も選択肢は幅広く、中国語、フランス語、日本語などがとくに人気だそうです。という、タイ人は英語を始めとする外国語がペラペラなのかな?と思われるかもしれませんが、そうではなく、筆者の体感としては若年層ほど、英語が得意な人の割合が増えると思っています。タイに出かけたときに困ったことがあったら、年齢の若い人に英語で話しかけてみてもいいかもしれません。

JITCOの教材のご案内



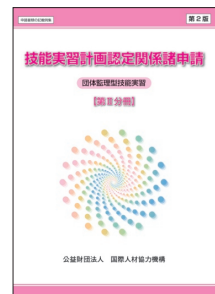
★最新の技能実習法に対応しました

改訂版を刊行 技能実習計画認定関係諸申請 〔第Ⅱ分冊〕(第2版)

定価:(本体3,900円+税) A4判 265ページ (賛助会員は3割引)

本書は、実習実施者が技能実習計画の認定に関して外国人技能実習機構(OTIT)に提出する各種の書式とその記載例を示したものです。2017年11月にスタートした現行の技能実習制度に対応するため、2018年1月に初版を発行しましたが、その後、様式の改訂等があったため、第2版(改訂版)を制作しました。

第2版では、2019年9月改正分までの最新の様式とその記載例を収録しています。実際のOTITによる指導内容に沿って各種記載例を見直しました。また、1号、2号、3号の区分別の記載例を見直して、重複する記載例は省略しました。一方、全体の構成では、提出書類一覧・確認表の順としたことにより、実務担当者にとって使いやすい構成になりました。



★特定技能関連の申請様式変更(2019年12月)に対応します

5月発売予定 特定技能 入国・在留諸申請及び諸届 記載例集(第2版)

本書では、地方出入国在留管理局に対する在留資格「特定技能」に係る在留資格認定証明書の交付や在留資格の変更などの申請のほか、登録支援機関の登録(更新)を申請する際に必要な申請書及び添付書類を一覧表で確認できます。また、これら申請書類について記載例を紹介するとともに、注意すべき事項については分かりやすい解説を加えました。

今回、2019年12月公表の新しい提出書類一覧・確認表を全種類、追加します。また、初版発行以降の新たな書式や出入国在留管理局の指導内容を踏まえて内容を見直します。

5月中にも発行できる見込みとなっています。予約の際には教材名に「第2版」の文字をお忘れなくご記入ください。「初版」は販売継続中です。



※ 今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」をご覧ください。

【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO教材センター

TEL: 03-4306-1110 FAX: 03-4306-1116 E-mail: publication_center@jitco.or.jp

★日本語学習をグレードアップする

翻訳語(ベトナム語)版を刊行

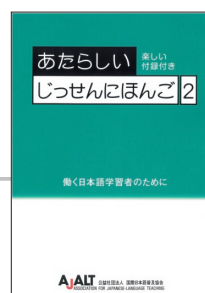
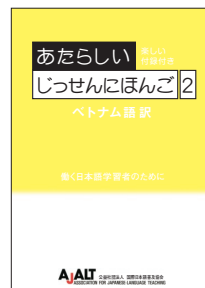
あたらしいじっせんにほんご2 ～働く日本語学習者のために～ 別冊ベトナム語訳

定価:(本体1,400円+税) 発行:国際日本語普及協会(AJALT) B5判 150ページ (本書は賛助会員割引対象外です)

技能実習制度の職種・作業の拡大や在留期間の延長、新在留資格「特定技能」の創設に対応し、日本語の初級中盤以降の実践的な学習を目指した教材「あたらしいじっせんにほんご2 ～働く日本語学習者のために～」のベトナム語版の販売を開始しました。

すべて日本語で書かれた「あたらしいじっせんにほんご2 ～働く日本語学習者のために～」の全文をベトナム語に翻訳したものです。日本語と母国語を対比することで、効率的に日本語学習を進めることができます。

ぜひ、「あたらしいじっせんにほんご2 ～働く日本語学習者のために～」とセットでご活用ください。



既刊本

あたらしいじっせんにほんご2 ～働く日本語学習者のために～

定価:(本体1,600円+税) 発行:国際日本語普及協会(AJALT) B5判 202ページ (本書は賛助会員割引対象外です)

★介護の施設や仕事がよくわかる

新刊書 外国人のためのやさしい介護 (テキスト版)(英語・ベトナム語訳付)

定価:(本体2,000円+税) 発行:アスク出版 B5判 192ページ (本書は賛助会員割引対象外です)

介護分野で働く外国人材のための日本語教材です。JLPTの「N4」レベルで編集しました。英語とベトナム語の訳が付いています。

介護現場に就労するために必要な日本語コミュニケーションや基本技術を豊富な写真やイラストで学習できます。介護現場に就労経験のある著者が執筆し、実際に介護現場で就労している外国人介護士が制作に協力しました。



DVD新刊 外国人のためのやさしい介護 (DVD版)

定価:(本体2,800円+税) 発行:アスク出版 DVD2枚組 232分 日本語のみ(本書は賛助会員割引対象外です)

この動画は、日本で介護職を目指す外国人向けに作られたものです。介護の仕事をするうえで必要な、基本的知識を学べるようになっています。

介護場面の動画で、日本語のコミュニケーション、介護の基礎技術を楽しく学ぶことができます。

上記のテキスト版と一緒に学習するとより効果的な学習ができます。





第28回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール作品募集のご案内

JITCOでは、以下のとおり日本語作文を募集します。皆さまからの積極的なご応募をお待ちしております。



2019年度「第27回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」表彰式の様子

募集要項

1. 応募資格

募集期間内に、日本に在留する外国人技能実習生又は研修生であること。応募は一人一作品で、自作の未発表作品に限ります。

応募された皆さまには、巻末に応募者全員の名簿（氏名・所属機関名）を記載した優秀作品集をひとりに1冊ずつ無料でさしあげます。

2. 募集期間

2020年4月1日(水)～年5月11日(月) 締切り

3. テーマ

自由（特定のテーマを設けませんので自由にお書きください。）

4. 使用言語 日本語

5. 応募形式

A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚で、文字数1,200字以内(本文)

- 本人自筆の原本に限ります。ワープロ・パソコン使用による原稿およびコピー原稿は受け付けません。コピー(複写)された作品原稿は審査の対象となりませんので、必ず本人の直筆の原本をお送りください。

- 作品には必ず題名と氏名を記入してください。(原稿用紙の枠外)
- 原稿は縦書きでも横書きでもかまいません。
- 筆記用具の指定は特にありませんが、鉛筆の場合は2B以上の濃い鉛筆をお使いください。
- 原稿用紙はJITCOホームページ(🌐 <https://www.jitco.or.jp/>)のほか、JITCO日本語教材ひろば(🌐 <https://hiroba.jitco.or.jp/>)からもダウンロードできます。

6. 応募方法

応募用紙に必要な事項を記入のうえ、応募作品に添付し、次の宛先へ郵送してください。

作品応募先

〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11階

公益財団法人 国際人材協力機構

日本語作文コンクール事務局

- 応募用紙はJITCOホームページ・JITCO日本語教材ひろばからダウンロードできます。
- 応募用紙は、応募者ご本人が記入してもかまいませんが、記入漏れがないようにお願いします。
- FAX や E-mail では受け付けません。

7. 賞

最優秀賞(技能実習生・研修生計4名程度)

……………表彰状および賞金(5万円)

優秀賞(技能実習生・研修生計4名程度)

……………表彰状および賞金(3万円)

優良賞(技能実習生・研修生計20名程度)

……………表彰状および賞金(2万円)

佳作(技能実習生・研修生計20名程度)

……………賞金(1万円)

- 上記入賞者および佳作の作品は「日本語作文コンクール優秀作品集」に掲載します。

8. 入賞作品の発表

所属機関を通じて入賞者に通知するとともに、2020年8月下旬にJITCOホームページで発表する予定です。

9. その他

- 審査に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
- 募集要項に即していない作品は、審査の対象外となります。
- 応募用紙に記載された個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。
- 応募作品は返却しません。
- 応募作品の著作権はJITCOに帰属します。

▶ 本件のお問い合わせ先

日本語作文コンクール事務局

TEL : 03-4306-1184 FAX : 03-4306-1119

JITCO賛助会員 「比例会費請求月の変更」のお知らせ

当機構では2020年4月1日から賛助会員の傘下機関に係る比例会費のご請求月を以下の通り変更いたします。

これまで

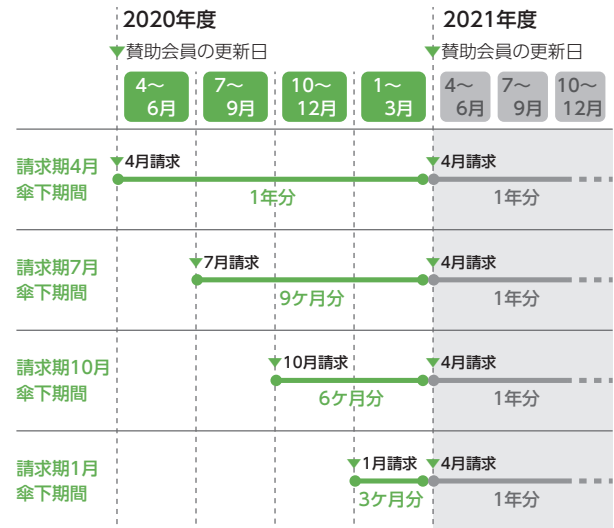
賛助会員の傘下機関に係る「登録有効期間」については、ご登録いただいた四半期の初日から1年とし、その比例会費を四半期別に、最多で年4回(4・7・10・1月)ご請求してまいりました。しかしながら年4回のご請求は、支払いの手間および振込手数料のご負担がある他、「傘下機関登録の有効期間」と「賛助会員資格の有効期間」が異なる場合が多く、それぞれの有効期間のわかりづらさや、基礎会費免除のわかりづらさの要因となり、多くの賛助会員の皆さまからこれについて改善のご要望をいただいております。

これから

(1) 2020年3月31日までにすでに登録されている傘下機関について

2020年度を調整期間と位置づけ、2020年4月1日以降に「傘下機関の登録有効期間」の更新を迎える場合は、新たな登録有効期間を「賛助会員の資格有効期間」までとし、比例会費を四半期割で請求させていただきます。その後、「傘下機関の登録有効期間」と「賛助会員の資格有効期間」を同一に揃えることといたします。

例) 賛助会員の基礎会費発生月が4月の場合



(2) 2020年4月1日以降に新規に登録いただく傘下機関について

- 基礎会費と比例会費のご請求は、基本、年間一度のご請求とさせていただきます(※)。この変更に伴い、ご請求書の発送時期を「月初」とし、これまで翌月末としていた会費納入期限を「会費請求月の末日」に変更させていただきます。

※傘下機関の初回登録時の比例会費を除く。傘下機関の初回登録時については、ご請求時期は現在と同様です。比例会費の納入期限は「会費請求月の翌月末」となります。

- 傘下機関の登録有効期間は「初回本登録日を含む四半期の初日から賛助会員の資格有効期間まで」といたします。これにより、傘下機関の登録有効期間の満了日と賛助会員資格の有効期間の満了日が同一に揃うこととなります。

ご請求月の変更についてはJITCOホームページ「賛助会員のご案内」でもご案内していますので併せてご確認ください。

🌐 https://www.jitco.or.jp/ja/member/index.html#section_8

今後も賛助会員サービスの改善に取り組んでまいりますので、引き続きご支援・ご協力をお願いいたします。

▶ 本件のお問い合わせ先

総務部賛助会員課 TEL : 03-4306-1163

「JITCOサポートヘルプデスク」をご活用ください

JITCO 総合支援システム「JITCO サポート」のご利用にあたり、ご利用者様の利便性向上を目的として「JITCO サポートヘルプデスク」を開設しています。ヘルプデスクでは、JITCO サポートに関するご不明な点（操作方法など）について専任のスタッフが回答いたしますので、是非、お気軽にご利用ください。なお、お問合わせ内容によっては、ヘルプデスク担当者から折り返しご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶ JITCO サポートヘルプデスク

フリーダイヤル

電話番号

0120-660-798

(携帯電話からもご利用いただけます)

ご利用時間

平日9時から17時まで

(土日、祝日を除く)

JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込みは、こちらから <https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCO では、外国人材の受け入れに関する各種セミナーを開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆さまのご参加をお待ちしております。

JITCOの各種セミナーカレンダー(2020年4月～6月実施分)

	内容	場所	担当部	お問合せ先
4月	15日(水) 技能実習制度説明会	東京都 (JITCO本部会議室)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
5月	20日(水) 技能実習制度説明会	東京都 (JITCO本部会議室)	実習支援部 相談課	03-4306-1160
	22日(金) 日本語指導担当者 実践セミナー	東京都 (JITCO本部会議室)	講習業務部 日本語教育課	03-4306-1168
6月	10日(水) 技能実習制度説明会	東京都 (JITCO本部会議室)	実習支援部 相談課	03-4306-1160



※2020年3月3日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申込み受付を開始しているセミナーについてはすでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。
※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は14～15ページおよび上記セミナーページをご覧ください。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第29巻141号

発行日 2020年(令和2年)4月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月 保険期間 …13か月	滞在期間 …36か月 保険期間 …37か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	13,330円 13,810円 14,070円	30,020円 30,500円 30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	17,340円 17,910円 18,130円	39,210円 39,810円 40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	20,840円 21,460円 21,630円	47,310円 47,960円 48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	27,840円 28,560円 28,630円	63,510円 64,260円 64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	11,140円 11,430円 11,610円	25,030円 25,340円 25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	10,720円 11,130円 11,380円	23,900円 24,320円 24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	13,080円 13,550円 13,830円	29,450円 29,920円 30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	17,070円 17,650円 17,860円	38,610円 39,210円 39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	19,650円 20,390円 21,180円	42,840円 43,520円 44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	22,000円 22,750円 23,490円	48,420円 49,300円 50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	26,210円 27,000円 27,820円	57,690円 58,540円 59,560円

NEW!
プレミアム
プラン

(注1)保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
(注2)他の保険期間中のご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際人材協力機構までお問い合わせください。)
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
保険に関するお問い合わせは

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス
TEL 03-3453-3700
http://www.k-kenshu.co.jp/

随時受付中

FAX 03-3453-3703

WEB募集は **k-kenshu.net** はこちら

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

瀬戸内食品加工協同組合

香川県三豊市の荘内半島にある紫雲出(しうで)山(標高352m)に技能実習生を連れて遊びに行きました。山頂の展望台からは瀬戸内海に浮かぶ美しい島々を見渡すことができ、桜の開花シーズンだったこともあってたくさんの観光客でにぎわっていました。技能実習生達もみんな楽しむことができたようです。



さくらジャパン協同組合

昨秋、当協同組合の第1期生としてインド人技能実習生8名が入国しました。初めての飛行機、初めての長距離フライトで少し疲れた様子でしたが、「日本に来るのをとても楽しみにしていました」と日本語であいさつしてくれました。通訳とも母国語ではなく日本語で会話しており、入国前にしっかり勉強してきたこと、日本語を使いたいという強い気持ちが伝わってきました。彼らは板金・溶接の職種で技能実習を行います。日本で技術を学び、母国で生かすために頑張ってくれるでしょう。



エーネット協同組合 / トップソーイング株式会社

島根県江津市にあるトップソーイング株式会社では、現在、ベトナムから技能実習生を20名受け入れています。昨年11月、技能実習生とともに市民交流フェスタに参加しました。技能実習生はベトナム料理や民族衣装アオザイでの踊りを披露し、とても盛り上がりました。今後も技能実習生が地域で活躍できる機会を作り、地域への理解を深められるように、サポートを続けていきます。



写真を掲載しませんか? 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>